

清瀬市立図書館協議会

1 任期

令和4年4月1日から令和6年3月31日

2 関係例規

(1) 清瀬市立図書館設置条例

(図書館協議会)

第6条 図書館に法第14条に基づく清瀬市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者を委員に充て組織する。

3 協議会は、10人以内の委員をもつて組織し、その任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(2) 清瀬市立図書館運営規則

第4章 図書館協議会

(任務)

第35条 清瀬市立図書館協議会(以下「協議会」という。)は、図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、館長に対し意見を述べる。

(会長及び副会長)

第36条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを決める。

2 会長は、協議会を代表し、会議を運営する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第37条 会議は、定例会を年2回とし、必要に応じて臨時会を開く。

2 会議は、会長が招集する。

3 会議は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決する。

(事務の処理)

第38条 協議会の事務は、図書館が処理する。

3 委員

氏 名	所 属 等	
菱 沼 幹 男	日本社会事業大学 社会福祉学部准教授	新 任
小 苺 米 清 弘	東洋大学名誉教授	再 任
春 日 サ ツ	子どものおはなし会活動・あかいかさ代表	再 任
古 川 玲 子	看護大学校 図書館司書	再 任
鈴 木 竜 二	清瀬第十小学校 校長	新 任
絹 良 人	元 教育部長	新 任